

教 訓

- 産業化には特許は不可欠(製造差し止めが合法的に可能な所有権)。
- 学術の世界で認められたオリジナリティも、特許では認められるとは限らない(特許係争は裁判)。
- 特許クレームは容易に侵害がチェックできる必要がある
- 一つの基本特許では不十分。周囲を系統的に押えるには興味をもつ企業の協力が極めて重要
- 重要な特許申請ほど、成立させるのが大変。
- 営業なしに特許が売れることはない。特許が儲かるというのは限りなく嘘にちかい。
- 重要と信じる特許の係争は、発明者も本気で取り組まないと勝てない
- 共願特許は、その企業が実施しなく場合は、他の企業が実施できることが必要。
- 大学などの公的機関が、関連特許をパッケージにして実施者が使いやすい形にすること
- アカデミアの本務はあくまで優れた学術の成果を挙げること。
しかし、有用な特許申請は国益のために極めて重要なので軽視するのは誤り。

その他

- 日本の社会には特許に関する基本的常識が全く浸透していない。
メディアの理解も一般的に高くはない。それに起因した誤解が広く横行。

例.

JST、サムソン電子に画期的半導体の特許を先行供与(某新聞の見出し)
(JST プレス発表:通常実施権を出しただけ)

- 国益とは何か？
日本で生み出した発明は、日本以外に使わせないのが国益か？
日本企業は日本発の未踏の技術を最初に実用化してきたか？

独立行政法人科学技術振興機構
知的財産戦略委員会提言

～戦略的な知財出願と活用のために～

平成23年11月11日

独立行政法人科学技術振興機構
知的財産戦略委員会

(知財出願の効果的活用例)

- ・東京工業大学・細野秀雄教授による透明酸化物半導体の研究では、JST の大型基礎研究制度(ERATO)の下、高性能な新物質(IGZO)の基本特許を JST から出願した。技術が公知となったアーリーな段階からこれに関心を示した企業との産学連携により企業ニーズを取り入れた様々な派生研究が進められた。これにより、製品化を意識した薄膜トランジスタの研究開発が急速に進展した。その後、他の複数の企業も技術開発、製品開発に着手した。結果的に、JST は、複数の企業に対して特許のライセンスを行うに至っている。
- ・この例では、基本となる特許を国内外に出願していたことにより企業との共同研究が円滑に開始された。この結果、短期間にデバイスの性能向上が達成され、製品開発につながったと考えられる。
- ・JST は、十数件の基本特許を国内外にいち早く出願し、権利を確保した。この基本特許に加え、その後の共同研究で出願された周辺特許(出願人に大学、企業を含む)をパッケージ化し、公的機関であるJSTが交渉権を一元的に引き受けライセンス交渉を行った。JSTは公的な立場を生かし、複数の権利者の利害調整を積極的に行ったことで、契約交渉が円滑に進んだ。その結果、複数の企業とのライセンス契約が成立した。
- ・JST および東京工業大学が特許を保有していたため、大学主導による密接な産学連携を構築することができた。これにより、特定企業による防衛的な技術の囲い込みを回避することができた。防衛的な技術の囲い込みが起きた場合、研究開発に時間がかかる、上市される製品等が限定される、健全な価格設定が阻害され社会的利益が損なわれる等のおそれがある。自前主義や技術の囲い込みを回避することで競争的環境が生まれ、製品の迅速な上市につながり消費者の利益に合致する。
- ・産学連携が進展しなければ、大学は企業のニーズを把握し新たな研究に結びつける機会を失うことになるとともに、実用化による達成感やライセンス収入といったインセンティブがなく、次の研究に向かう意欲向上のチャンスを逸した可能性もある。